令和６年 第１回定例会 口頭報告

（令和６年２月２１日）

令和５年度　定期監査第三期の結果について、ご報告いたします。

今回は、区民部、地域のちから推進部、福祉部、会計管理室及び選挙管理委員会事務局を対象に、主に令和４年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が２点、及び監査委員意見が１点ございました。

指摘事項の１点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

予定価格が３０万円以上の物品購入契約については、契約事務規則第３条第２項により契約事務を処理する権限が主管課の部長等に委任されていないことから、契約課契約とすることになっております。

生涯学習支援課の契約事務について監査しましたところ、予定価格を合計すると５８５，３１０円である２件のブラインド購入契約について、契約請求決定日、契約決定日及び契約期間は若干異なるものの、見積書徴取先、見積書徴取日、契約締結先、納品日及び検査日はすべて同一で、１件の契約として契約課へ契約請求すべきであ

るにもかかわらず、分割して主管課契約を行っておりました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であります。

指摘事項の２点目は、「足立区長附属機関構成員の費用弁償について」でございます。

附属機関構成員の費用弁償については、「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」により、特別区の存する区域に居住地および勤務地を有する者以外の者に支給することとされております。

附属機関の構成員に対する費用弁償について監査しましたところ、住区推進課が設置した「足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会」及び障がい福祉課が設置した「障がい福祉関連計画策定等委託事業者選定委員会」において、規定に基づき支給すべき者に対して費用弁償がなされておりませんでした。

以上２点の指摘事項は、定期監査第二期においても同様の事例がございました。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

監査委員意見は、「指定管理者の収支余剰の取扱い等について」に関するものでございます。

平成１５年度の地方自治法改正において、管理運営経費の節減、管理運営の効率化、民間事業者のノウハウ等を活かした住民サービスの向上を目的として、公の施設の指定管理者制度が創設されました。これを受けて区は、平成１７年度から地域学習センターの管理運営に本制度を順次導入いたしました。

制度導入から約２０年が経過し、現在、区が指定管理者制度の運用改善に向けた取り組みを進めていることを踏まえ、指定管理者制度が導入されている生涯学習支援課所管の生涯学習センター及び１３の地域学習センターについて、特に令和３年度及び４年度の収支の状況にフォーカスして監査を実施いたしました。

指定管理者の収支状況を測る指標として収支余剰率があります。収支余剰は、指定管理者の指定管理料等の実収入総額から実支出総額である人件費、事業費・事務費、及び本社経費を控除した余剰利益であり、収支余剰率は、実収入総額に対する収支余剰の比率であります。いわば、当該施設の管理運営に係る営業利益率に相当するもので

あります。

令和３年度及び４年度の地域学習センター等１４施設の収支余剰率を確認しましたところ、マイナスから２５％を超えるものまで、施設によって大きなばらつきがありました。多くの施設では５％未満でありましたが、令和３年度に現協定を開始しました９施設のうち、５施設の収支余剰率は両年度にわたって１３％を超え、中には２５％を超えるものもあるなど多額の収支余剰を計上しておりました。

日本取引所グループの調査レポートのデータから推計しますと、２０２２年度決算の金融業を除く上場企業の営業利益率は、全産業３,４６０社で６.３％であります。

指定管理者の収支余剰率は、事業全体の共通間接コストを含んでいない当該施設に係る利益率であり、上場企業の営業利益率の状況と単純には比較できませんが、上述の５施設については、公の施設の管理業務から得られる収支余剰としては過大なものとなっていると考えられます。

区は、令和３年度の基本協定締結から要員の増加等を理由に、指定管理者選定における指定管理料提案限度価格を概ね５割引き上げておりますが、これら５施設については、結果として指定管理料の積算が過大なものとな

っていたと考えられます。

以上のような、収支余剰の状況を踏まえ、「指定管理者制度の運用の見直し」について３点の意見を付しております。

見直しの１点目は、「収支余剰の取扱いについて」でございます。

現在の地域学習センター等に係る指定管理制度の運用においては、光熱水費等の実費精算は行われるものの、多額の収支余剰が発生している場合でも指定管理料の精算は行われておりません。

他自治体においては、年度協定書に定めた一定の収支余剰率を超えた場合、超過分の２分の１程度を区に還元することとしている事例もあります。

収支余剰の取扱いについては、指定管理の担い手である民間事業者の適正利益の確保と、公のコスト負担の軽減の両立の視点に立って、多額の収支余剰が発生した場合の取扱い方法をあらかじめ定めておくことが、指定管理者制度の趣旨にかなうものと考えられます。

見直しの２点目は、「適正な収支分析の実施と本社経費の取扱いについて」でございます。

指定管理制度においては、正確な収支余剰の把握のためには、収支分析の適正な実施が極めて重要であります。

地域学習センター等の実支出総額の構成は、実支出総額の概ね６０％から７０％を占めている人件費のほか、事業費・事務費及び本社経費となっております。特に人件費については、収支計画と実績との差異、人員配置の適正性、実単価と指定管理料積算単価との比較やその妥当性等の検討が必要であります。

また、本社経費は、指定管理者の裁量で施設に係る経費として配賦されるものであり、配賦方法の妥当性の検証が不可欠であります。地域学習センター等について、実支出総額に占める本社経費の比率を調べましたところ、１．０％から９．６％までとなっており、大きなばらつきがあります。本社経費の多寡は収支余剰に大きな影響を与えることから、本社経費への配賦比率に上限を設定する等、何らかの取り決めが必要と考えられます。

見直しの３点目は、「評価委員会による評価に基づく指定管理料の柔軟な見直しについて」でございます。

区の指定管理者ガイドラインでは、モニタリングの基本的考え方として、「指定管理者に支払っている指定管理料が妥当かどうか」等を確認し、指導・監督するこ

ととされております。しかし、現在、指定管理料は原則として指定管理期間５年間は固定とされており、指導・監督の実効性には疑問がございます。また、現行の評価委員会の業務評価シートにおいては、収支分析結果や、これに基づく指定管理料の妥当性に関する評価が記載されておらず、収支面の検証・評価が不十分となっております。

事前に適正な指定管理料を積算することが事実上難しい現状を踏まえますと、適正な収支分析・検証に基づき、多額の収支余剰が発生している場合や、例えば人件費等の高騰など事業を取り巻く経済環境等の大きな変化が生じている場合には、評価委員会の評価結果に基づき、指定管理料を年度協定書により柔軟に変更できるような運用も必要であると思われます。

なお、今後の制度・運用変更の実施に向けては、指定管理者の予測可能性確保の観点から、指定管理者募集時点、基本協定書、年度協定書の締結の各過程を通じて、指定管理者との丁寧な協議及び合意が不可欠である旨、付言しております。

以上をもちまして、定期監査第三期の報告とさせていただきます。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。